

昭和36年2月10日 金曜日発行(但休日に当る時は翌日)
毎週火・金曜日発行(但休日に当る時は翌日)
昭和36年4月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目

次

鳥取県規則第六号

鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規程(昭和二十八年四月鳥取県規則第

二十四号)の一部を次のように改正する。

第十六条第二項中「特に必要があると認めるときは、」
の次に「総務部に監察員を、」を加える。

第十七条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の
号を加える。

五 監察員 上司の命を受け、監察に関する事務を
處理する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則をここに公
布する。

規則

- ◆規則 鳥取県行政組織規程の一部改正
 - 職員の職の設置に関する規則の一部改正
 - 建設業者の登録
 - 牛の肝てつ検査等
 - 牛の結核病等の検査
 - 旅行あつ旋業者の登録
 - 保安林の指定解除
 - 人委規則 職務の等級に分類される職に関する規則の一部改正
 - 公告 昭和三十五年度改良普及員資格試験合格者
昭和三十五年度鳥取県保母採用試験の実施

昭和三十六年二月十日

職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則を
ここに公布する。

鳥取県規則第七号
鳥取県知事 石 破 二 朗

この規則は、公布の日から施行する。

職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

告 示

職員の職の設置に関する規則（昭和三十一年十月鳥取県規則第七十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「（十七）商務員」を「（十八）商務員」とし、「（三）次長」から「（十六）行政連絡員」までをそれぞれ一ずつ繰り下げ「（二）課長」の次に「（三）監察員」を加える。

登録番号 登録年月日 名 称

鳥取県知事登録 第二〇五号 昭三六、二、一 北村電氣工業（株）

〃 〃 三八 二、二 谷野建設（株）

〃 〃 五四一 一、二五 （株）米村鉄工所

鳥取県告示第八十五号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつ

鳥取県告示第八十四号

建設業法（昭和二十四年法律第二百四号）第六条の規定による登録の申請に基づき、同法第八条第一項の規定により、次のとおり建設業者登録簿に登録した。

昭和三十六年二月十日

主たる営業所の所在地 申請者氏名 摘要

倉吉市福吉町 岡村 玄房 電気設置工事

西伯郡大山町今在家 谷野 泰次 建設工事

米子市博労町三丁目 米村 敏夫 機械器具
設置工事

て牛の肝てつ検査及び駆除を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第二百六十六号）第六条の規定

に基づき、牛の所有者に対して検査及び駆除を受けることを命ずる。

昭和三十六年二月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 肝てつ予防のため

二 実施の区域 別表のとおり

三 實施の対象となる家畜の種類及び範囲

牛。ただし、生後三月以内及び分べん前後一月以内のものを除く。

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査、注射及び駆除の方法

肝てつ検査……皮内注射反応法、虫卵検査法、

肝てつ駆除……ヘキサクロロエタン製剤投与

別表 肝てつ検査及び駆除

実施期日 実施区域 実施場所

二月十三日 西伯郡名和町名和 名和家畜検診場

二月十四日 ノ

十五日 ノ

鳥取県告示第八十六号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて牛の結核病及びブルセラ病検査を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第二百六十六号）第六条の規定に基づき、牛の所有者に対して検査を受けることを命ずる。

昭和三十六年二月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 結核病及びブルセラ病予防のため

昭和36年2月10日 金曜日 鳥 取 県 公 報 第3197号 2

二十八日	三日	鳥取市豊美
三月一日	四日	大正
一日	四日	大和
六日	九日	神戸
七日	十日	岩美郡岩美町岩井
八日	十一日	小田
十三日	十六日	本庄
十四日	十七日	浦富
十五日	十八日	鳥取市倉田
		鳥取市松保
		岩美郡国府町大成
		美穂
		面影
		稻葉
		面影
		宇倍野
		鳥取市旧市

二 実施の区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。ただし、生後六月分べん前一月及び分べん後十日以内のものを除く

別表 結核病及びブルセラ病検査

実施期日	実施区域	実施場所
第一次 第二回	二月十九日	鳥取市湖山
第二次	二月二十日	東郷
第三次	二月二十一日	吉岡
第四次	二月二十四日	大郷
第五次	二月二十五日	中ノ郷
第六次	二月二十七日	岩美郡津ノ井
第七次	三月二日	鳥取市富桑
第八次	三月二日	千代水
第九次	三月二日	末恒
第十次	三月二日	千代水農協前
第十一次	三月二日	末恒

湖山農協前家畜検診場

東郷

六反田、福井

長柄

覚寺

桂木

西品治

千代水農協前

末恒

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査、注射及び駆除の方法

結核病検査……ツベルクリン皮内反応検査

ブルセラ病検査……ブルセラ急速凝集反応及び国際法

鳥取県告示第八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の規定により、次の森林について保安林の指定を解除する。

昭和三十六年二月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 岩美郡福部村大字海士字氣東水八一一ノ三所在の森林

指定の目的 飛砂防備のため

解除の理由 指定理由の消滅

申請者 井手野重雄

二 東伯郡北条町大字松神字大西三六〇所在の森林

指定の目的 風害防備のため

解除の理由 指定理由の消滅

申請者 根鈴 民雄

三 東伯郡赤崎町大字松谷字海道ノ上五〇四所在の森林

指定の理由 魚つきのため

解除の理由 指定理由の消滅

鳥取県告示第八十八号
旅行あつ旋業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第三条及び旅行あつ旋業法施行令（昭和二十七年政令第四百六号）第三条の規定により、旅行あつ旋業者登録簿に登録したので、同法第五条第二項の規定により告示

申請者 赤崎町長 三好 久義
西伯郡大山町平田字村屋敷六九ノ一から六九ノ六まで字登り上り二八五から二八七〇二まで所在の森林

指定の目的 干害防備のため

解除の理由 防潮堤敷地とするため

申請者 大山町長 入江 正雄

五 西伯郡西伯町大字法勝寺字アサドリ谷山九〇二字力ナクソ谷山九〇一所在の森林

指定の目的 干害防備のため

解除の理由 指定理由の消滅

申請者 西伯町長 磐田 俊二

申請者 申請者

年鳥取県人事委員会規則第六号の一部を次のように改正する。

職務の等級に分類される職に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十六年二月十日

鳥取県人事委員会委員長 中 本 覚 蔽

鳥取県人事委員会規則第六号の一部を改正する規則

職務の等級に分類される職に関する規則（昭和三十二

年鳥取県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改

正する。

職務の等級に分類される職に関する規則（昭和三十二

年）の一部を改正する規則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則

する。

昭和三十六年二月十日

登録番号 登録年月日

邦人第六号 昭和三十六年 二月十日

名称及び商号

有限会社 山陰観光センター

鳥取県知事 石 破 二 朗

代表者氏名

営業所の所在地

鳥取県鳥取市二階町二丁目

新井野 平 吉

五四番地

別表第一行政職等級区分表中

職務の等級に分類される職に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十六年二月十日

鳥取県人事委員会委員長 中 本 覚 蔽

鳥取県人事委員会規則第六号の一部を改正する規則

職務の等級に分類される職に関する規則（昭和三十二

年）の一部を改正する規則

この規則は、公布の日から施行する。

申請者 申請者

を

申請者 申請者

を

申請者 申請者

を

公 告

昭和三十五年度改良普及員資格試験に合格した者は、
次のとおりである。

昭和三十六年二月十日

一 農業改良普及員資格試験合格者
 受験番号 氏名 受験番号 氏名
 一 米沢 輝夫 一一 野川 義則
 二 青木憲太郎 一二 秦 啓郎
 三 飯田 平治 一三 浜谷 正義
 四 河村 德幸 一四 平井 正弘
 五 古村 公孝 一五 広田 典敬
 六 小林 功 一六 村上 寿一
 七 谷本 繁昌 一七 安原 征治
 八 中島 紀寛 一八 舟木 寿
 九 中山 博範 一九 岡鼻 寛
 西田 寿

受験番号 氏名 受験番号 氏名
 谷口 美枝 八 岡本 桂子
 小林 豊子 九 大西 記子
 由沢 寿子 一〇 福間 和子
 萩原 典子

昭和三十五年度鳥取県保母採用試験について次のとおり公告する。

昭和三十六年二月十日

鳥取県人事委員会委員長 中本 覚藏

鳥取県保母採用試験を次のとおり行ないます。

一 採用予定人員 約三人

二 受験資格

1 現に保母の資格を有する者又は昭和三十六年三月末までに保母の資格を取得する見込みのある者で、次の資格を有している女子に限ります。

イ 学校教育法による短期大学を昭和三十三年三月

以降に卒業した者又は昭和三十六年三月三十一日までに卒業する見込みの者（年令を問いません。）

ロ 人事委員会が前記イに該当する者と同等と認められた者

ハ 前記イ、ロに掲げる者のはか、昭和八年四月二日から昭和十五年四月一日までに生れた者（学歴を問いません。）

2 次の各号の一つに該当する者は受験できません。

イ 日本の国籍を有しない者

ロ 禁治産者および準禁治産者

ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終るまでまたは執行を受けることがなくなるまでの者

ニ 鳥取県職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から二年を経過しない者

ホ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成しましたはこれに加入した者

ホ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終るまでまたは執行を受けることがなくなるまでの者

ニ 身体検査 胸部疾患の有無に重点を置いて、職務遂行に必要な健康度を有するかどうかについて検査を行ないます。

ホ 口頭試問 主として人物について個別面接による試験を行ないます。

三 試験

1 方法

イ 教養試験 公務員として必要な一般知能および教養について択一式により行ないます。

ロ 専門試験 保母の職に必要な専門的知識、能力等について短答式により行ないます。なお、専門試験は次の科目から出題します。

社会福祉事務一般、児童福祉事業概論、児童心理学、精神衛生学、保育理論等

主として人物について個別面接による試験を行ないます。

昭和36年2月10日 金曜日 鳥取県公報 第3197号

昭和36年2月10日 金曜日 鳥取県公報 第3197号 10

の真否、その他について行ないます。

2 日時、場所

昭和三十六年三月一日（水）鳥取市において行ないますが、時間及び場所は受験票交付の際お知らせします。

四 合格者の発表

昭和三十六年三月上旬県庁前に掲示するほか、県公報に登載し、合格者に通知します。

五 合格から採用まで

1 合格者は保母採用候補者名簿に登載されたうえ、任命権者の請求に応じて成績順に提示され、そのうちから採用者が決定されます。したがつて、合格者の全部が必ず採用されるとは限りません。

なお、昭和三十六年三月末日までに保母の資格を取得することができなかつた場合には、試験に合格していても、合格を無効といたします。

2 採用候補者名簿の効力は、昭和三十六年三月から昭和三十七年二月までの一年間です。

3 給与は、原則として九、三〇〇円（行政職給料表六等級五号給）を支給されるほか、扶養手当、期末手当、勤勉手当が支給されます。

六 受験手続および受付期間

1 申込用紙の請求

申込用紙は、鳥取県人事委員会事務局（鳥取市東町二丁目）に請求してください。郵便による場合は、あて先を明記して十円切手をはつた返信用封筒を必ず同封してください。切手のないものは送付いたしません。

2 申込

申込用紙に必要事項を記入し学業成績証明書をそえて、鳥取県人事委員会事務局に提出して受験票を受取つてください。郵便による場合は、受験票の郵便はがき欄に住所、氏名を記入し五円切手をはつてください。切手のはつてないものは受験票を送付しません。

3 受付期間

昭和三十六年二月二十日（月）から、昭和三十六年二月二十五日（土）午後十二時十五分まで
郵送の場合、二月二十五日（土）午後十二時十五分までの着信に限ります。

七 その他

この試験の詳細については、鳥取県人事委員会事務局に照会してください。なお、郵便による問い合わせの場合、あて先を明記して十円切手をはつた返信用封筒を同封してください。

11 昭和36年2月10日 金曜日 鳥取県公報 第3197号